

大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(入札保証金の納付)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 <u>入札保証金の納付</u>に代えて提供することができる担保は、大阪市水道局保証金取扱規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第12号）第3条第1項各号に掲げるもののほか、銀行又は局長が确实と認める金融機関の保証とし、当該保証の担保としての価値は、その保証する金額とする。</p> <p>(契約保証金の納付等)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>5 第17条第3項の規定は、<u>契約保証金</u>について準用する。この場合において、同項中「又は局長が确实と認める金融機関」とあるのは「、局長が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社」と読み替えるものとする。</p>	<p>(入札保証金の納付)</p> <p>第17条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 <u>工事請負契約に係る入札保証金の納付</u>に代えて提供することができる担保は、大阪市水道局保証金取扱規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第12号）第3条第1項各号に掲げるもののほか、銀行又は局長が确实と認める金融機関の保証とし、当該保証の担保としての価値は、その保証する金額とする。</p> <p>(契約保証金の納付等)</p> <p>第34条 [同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>5 第17条第3項の規定は、<u>工事請負契約に係る契約保証金</u>について準用する。この場合において、同項中「又は局長が确实と認める金融機関」とあるのは「、局長が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社」と読み替えるものとする。</p>

<p>(契約者等による検査の立会い)</p> <p>第40条 検査を行うべき契約の契約者又はその代理人は、検査職員又は検査職員から検査を命ぜられた補助者が行う検査に<u>立会わなければならない。ただし、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>2 検査を行うべき契約の契約者又はその代理人が、正当な理由がなく前項に規定する<u>検査(前項のただし書きの場合を除く。)</u>に立ち会わないときは、当該契約者は検査の結果について異議を申し立てることができない。</p>	<p>(契約者等による検査の立会い)</p> <p>第40条 検査を行うべき契約の契約者又はその代理人は、検査職員又は検査職員から検査を命ぜられた補助者が行う検査に<u>立会わなければならない。</u></p> <p>2 検査を行うべき契約の契約者又はその代理人が、正当な理由がなく前項に規定する<u>検査</u>に立ち会わないときは、当該契約者は検査の結果について異議を申し立てることができない。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。